



ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2013 年 6 月号

新 gTLD 申請に対する GAC 勧告

本号では、ICANN の政府諮問委員会(Governmental Advisory Committee; GAC)による、問題のある新 gTLD 申請に対する勧告である、「GAC 勧告(GAC Advice)」について取り上げます。2012 年 11 月に公表された GAC 早期警告(GAC Early Warning)は、GAC から各申請者への事前予告という意味合いだったのに対し、今回取り上げる GAC 勧告は、より正式な異議申し立てという位置付けになります。

1. GAC 勧告とは

ICANN 北京会合会期中の 2013 年 4 月 11 日に、GAC コミュニケ¹の一部として、新 gTLD プログラムにおける各申請に対する GAC 勧告が公表されました。

GAC 勧告とはそもそも、ICANN の活動全般について、GAC から理事会に対して行われる勧告/助言で、理事会は GAC 勧告を最大限尊重することが ICANN の付属定款で定められています。以下に、付属定款における定めを示します。

政府諮問委員会は、政府機関の懸念に関連しての ICANN の活動、特に、ICANN のポリシーと幅広い法律および国際協定間とのすり合わせが必要となる事案や、公共ポリシー問題に影響を及ぼす事案についての助言を検討して提供します。(付属定款第 XI 条第 2 項 1. a²)

公共ポリシー問題についての政府諮問委員会からの助言は、ポリシーの形成および採用のいずれにおいても十分に考慮に入れるものとします。ICANN 理事会が、政府諮問委員会の助言と矛盾する措置をとることを決定した場合、ICANN 理事会は、政府諮問委員会にその旨を通知し、政府諮問委員会の助言に従わないことを決定した理由を伝えます。政府諮問委員会および ICANN 理事会は、タイムリーに効率よく誠意を持って話し合うことで、互いに受け入れられる解決策を見つけるものとします。(付属定款第 XI 条第 2 項 1. j³)

新 gTLD プログラムでは、この GAC 勧告が、新 gTLD プログラムそのものへの懸念(例: WHOIS について)と、個別の申請についての懸念(例: 各国国内法に触れる場合またはデリケートな問題をもたらす場合)が確認された場合に行われるものとして、新 gTLD 申請者ガイドブック(AGB)の中で特に定められています。この AGB Module 3 の 3.1 によると、新 gTLD 申請に対する GAC 勧告は、以下の 3 点のうちいずれかの形を取ります。

- GAC の総意(コンセンサス)として、特定の申請に対して、審査手続きを進めるべきでない ICANN に助言する
- 特定の申請に対して、懸念がある旨を ICANN に助言する。

¹ Beijing GAC Communique

https://gacweb.icann.org/download/attachments/27132037/Beijing%20Communique%20april2013_Final.pdf?version=1&modificationDate=1365666376000&api=v2

² <http://www.icann.org/ja/about/governance/bylaws#XI>

³ 同上

c. 特定の申請に対し、申請内容が修正されるまでは審査を先に進めないよう助言する
b と c については、GAC による総意は必要とされており、1ヶ国でも助言を行うことが可能です。

本稿で GAC 勧告と言う場合には、この新 gTLD 申請に対する GAC 勧告を示します。

2. 経緯

新 gTLD プログラムに GAC 勧告が導入された経緯は、次の通りです。

2011年2月～6月にかけて、新 gTLD プログラムの ICANN 理事会による承認に向け、GAC と ICANN 理事会との間で検討が続けられていました。その一環として、GAC から理事会に対する要求のリストである「GAC スコアカード」で、GAC 勧告の導入が要望として挙げられていました⁴。理事会はこの要望を受け入れ、2011年4月15日公開の新 gTLD 申請者ガイドブック(AGB) 第6版⁵に、「新 gTLD における GAC 勧告」として規定が盛り込まれました。

その後、2012年1月に開始された新 gTLD 募集開始を経て、2013年4月11日に GAC 北京会合コミュニケに含まれる形で、新 gTLD 申請への GAC 勧告が提出されました。GAC コミュニケ/GAC 勧告は、ICANN への提出からそれほど日を置かず、4月23日には一般公開もされています。

これを受けての ICANN による対応は、GAC 勧告の一部について受け入れる旨、2013年6月4日の理事会新 gTLD プログラム委員会(NGPC)⁶会合で決議しました。対象外となったものの一つであるセーフガード勧告(後述)については、4月23日から5月14日まで意見募集を行った上で、NGPC で扱いを議論したものの、本稿執筆時点では結論が出ないままとなっています。

3. GAC 勧告の分類

GAC 勧告の内容は、多岐にわたります。以下、全部のカテゴリーを列挙します。各項目名の最後に「NGPC 受け入れ」とあるものは、勧告が NGPC による受け入れ決議の対象に含まれているもので、「NGPC 却下」とは NGPC が受け入れを却下したもので、「NGPC 検討中」は執筆時点で NGPC が勧告を受け入れるかどうか検討中のもの、「NGPC 対応不明」は文字通り NGPC による対応状況が確認できないものです。

3.1 特定の勧告への異議申し立て(北京会議 GAC コミュニケ IV. 1. a.) 【NGPC 受け入れ】

- GAC の総意 (コンセンサス) として、AGB Module 3.1 part I (「1. GAC 勧告とは」

⁴ Revised ICANN Notes on: the GAC New gTLDs Scorecard, and GAC Comments to Board Response (15 Apr 11)

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/board-notes-gac-scorecard-clean-15apr11-en.pdf>

⁵ Applicant Guidebook Version 6, Module 3: Dispute Resolution Procedures

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/draft-dispute-resolution-procedures-redline-15apr11-en.pdf>

⁶ 理事会新 gTLD プログラム委員会とは、新 gTLD に関する利害関係のない理事からなる委員会で、新 gTLD 関連の意思決定においては、実質的に理事会の機能を果たしています。

<http://www.icann.org/en/groups/board/new-gtld>

- の1)による、審査を進めるべきでない旨の助言を実施：.africa, .gcc
- コミュニティによる関与と支持を欠いているため、AGB Module 3.1 part Iによる、申請に懸念がある旨の助言を実施（「1. GAC 勧告とは」の2）：.islam, .halal

3.2 新gTLD セーフガード勧告(IV. 1. b. および Annex I)

セーフガード勧告とは、全gTLDに適用される6種類のセーフガードと、特定のカテゴリーに適用されるもの（以下カテゴリー1および2）からなる勧告です。GACおよびICANNの文書では、「セーフガード」という用語は明確に定義されているとは言えないまま使われています。「セーフガード」の辞書的な意味合いは防護対策、予防条項などとなっており、他には輸入の急激な増加から自国産業を保護するために行われる、緊急輸入制限なども「セーフガード」と呼ばれています。影響が出る前の予防的な勧告、ということなのでしょう。

3.2.1 全gTLDに適用されるセーフガード【NGPC受け入れ】

- WHOISの検証と調査：虚偽、不正確、もしくは不十分なデータを特定するために、レジストリは少なくとも年2回登録内容をチェックすること
- 不正な活動の低減：レジストリは登録者が不正もしくは違法な活動を行わないよう、利用規約にこれらの活動を禁止する項目を盛り込むこと
- セキュリティの検査：プライバシーと機密保持に関して、レジストリはセキュリティの脅威について技術的な分析を定期的に行うこと
- 文書化：不正確なWHOISデータの統計またはセキュリティの脅威について統計報告書を最新のものに保ち、提供すること
- 苦情対応：WHOIS情報が不正確である場合、または不正行為に利用されている場合に、利用者からのレジストリに対する苦情を受け付ける仕組みを、レジストリが整備すること
- 不正行為への措置：偽のWHOIS情報を登録したり、要求事項に違反したりした場合に、ドメイン名の一時停止を含む適切な措置が取られること

3.2.2 特定のカテゴリーに適用されるセーフガード

■ カテゴリー1：消費者保護、微妙な文字列、および参入規制等への配慮が必要な文字列【NGPC検討中】

- 児童：.kid, .kids, .kinder, .game, .games, .play, .school, .toys 等
- 環境：.earth, .eco, .green, .bio, .organic
- 健康：.care, .diet, .fit, .fitness, .health, .healthcare, .heart, .健康 等
- 金融：.capital, .cash, .finance, .fund, .market, .money, .bank, .tax 等
- ギャンブル：.bet, .bingo, .lotto, .poker, .casino 等
- 慈善：.care, .gives, .giving, .charity, .慈善
- 教育：.degree, .mba, .university
- 知的財産：.audio, .book, .game, .music, .software, .video, .movie, .書籍 等
- 士業／専門家サービス：.accountant, .architect, .attorney, .doctor, .lawyer 等
- 企業の識別子：.corp, .gmbh, .inc, .limited, .llc, .llp, .ltda, .ltd, .sarl 等

- 一般的な地理的用語：.town, .city, .capital
- 本質的に政府が担う機能：.army, .navy, .airforce
- いじめ／ハラスメント：.fail, .gripe, .sucks, .wtf

■ カテゴリー2：登録制限【NGPC 受け入れ】

- 登録制限：gTLD 配下の名前空間は原則オープンに登録できるようにすべきで、カテゴリー1 で挙げた理由などの場合に限り例外的に登録制限を行うべき、としています。
- 排他的な登録ポリシー：一般名詞の排他的登録ポリシーについては、公益目的 (Public Interest) に合致する場合に限定すべき、としています。

GAC による、一般用語 gTLD で排他的登録ポリシーを規定している、申請済みドメイン名リストの抜粋は次の通りです：antivirus, app, baby, beauty, blog, book, cars, cloud, data, flowers, food, game, hotel, insurance, jewelry, mail, map, mobile, motorcycles, movie, music, news, phone, salon, search, shop, show, song, store, video, クラウド、ストア、ファッション、家電、書籍、通販、食品

3.3 さらに GAC による検討が必要な文字列 (IV. 1. c.) 【NGPC 受け入れ】

GAC は、セーフガード勧告に加えてさらなる検討が必要な gTLD 文字列が特定された、としており、どのような分類かは明言していません。以下に列挙したこれらの文字列⁷は、初期評価以上の段階に進めるべきではない、としています。

.深圳、.广州（広州の簡体字中国語表記）、.amazon*、.アマゾン、.亚马逊（アマゾンの簡体字中国語表記）、.persiangulf*、.patagonia*、.date、.spa、.yun、.thai、.zulu、.wine、.vin

*: これらの文字列に対しては、GAC 勧告とは別に異議申し立てがなされています⁸。

3.4 申請に関するコミュニティのサポート (IV. 1. e.) 【NGPC 受け入れ】

複数文字列競合時にコミュニティが意見を表明した際には十分に配慮されるべき、としています。

3.5 同一文字列の単数複数形 (IV. 1. f.) 【NGPC 却下】

「同一文字列の単数形と複数形を別々の TLD として許可する」という決定の再検討を助言する、としています。

3.6 政府間機関 (InterGovernmental Organization; IGO) 向け文字列保護 (IV. 1. g) 【NGPC 検討中】

「いかなる新 gTLD のサービス開始時においても、IGO 名と略称について適切な予防的保

⁷文字列を見る限り、必ずしも地名 gTLD として申請されているとは限りませんが、地名（特に都市名）gTLD 関連の文字列が中心と思われます。例えば、.date は福島県伊達市および北海道伊達市と紛らわしいとして、日本政府から早期警告が出されていました。ただし、都市名の場合は (a) 申請書中の申請文において、申請者が当該 TLD を主として都市名に関連した目的で使用することが明らかな場合、かつ、(b) 申請された文字列が都市の公式文書に掲載されている都市名である場合、が対象となるとしています (AGB 2.2.1.4.2)。

<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agn/evaluation-procedures-04jun12-en.pdf> (p.2-17)

⁸ gTLD Objections Filing Dispute Announcement
<http://newgtlds.icann.org/en/program-status/odr/filings>

護が初期段階でなされること」を繰り返し助言する、としています。

3.7 レジストラ認定契約 (IV. 2.) 【NGPC 受け入れ】

新 gTLD に関するどのような契約が承認されるよりも前に、2013 年レジストラ認定契約 (RAA) について決着すべき、としています。

3.8 WHOIS (IV. 3.) 【NGPC 受け入れ】

ディレクトリサービス専門家 WG⁹において、2007 年に承認された gTLD WHOIS サービスに関する GAC 原則¹⁰が十分に考慮されること、を求めています。なお、6 月 3 日までの同 WG 会議報告書には、本件についての言及はありませんでした。

3.9 国際オリンピック委員会／赤十字・赤新月(IOC/RCRC) (IV. 4.) 【NGPC 受け入れ】

新 gTLD の委任前に、これらに関連する名称が永続的に保護されること、を求めています。

3.10 公益のための約束(Public Interest Commitments; PIC)の詳細(IV. 5.) 【NGPC 対応状況不明】

本項目には、ICANN に対して PIC に関する詳細情報を要求する内容の質問が列挙されています。

PIC とは、2013 年 2 月 5 日付で ICANN が公開した文書¹¹で言及されている、各レジストリ固有の約束／宣言のことを意味します。レジストリによっては、ドメイン名の登録に一定の制限を設けたり、権利保護メカニズムを強化したりすることを計画していますが、PIC はこれらを ICANN との契約に含める目的で追加されたものです¹²。対象者には、ICANN から直接 PIC を作成するよう連絡がありました。各申請者より PIC を ICANN へ提出する期限は 1 ヶ月後の 3 月 5 日までとなっており、ICANN は直後にそれらを公開しました。

PIC が導入された経緯は、元々は GAC 早期警告による調整の結果、申請書の変更がどこまで認められるのか、また変更した申請書に記載された内容の履行を、ICANN がどのように担保するのか、ということについて、GAC が 2012 年 10 月の ICANN トロント会議コミュニケで ICANN 理事会に確認・助言したこと¹³に対する、ICANN 側の対応だと思われます¹⁴。

レジストリによる PIC の遵守義務についての条項は、新 gTLD レジストリ契約に追加されることになっています。本項に対する NGPC の対応は、本稿執筆時点では不明です。

⁹ Expert Working Group on gTLD Directory Services (EWG)

<http://www.icann.org/en/groups/other/gtld-directory-services>

¹⁰ GAC Principles Regarding gTLD WHOIS Services

https://gacweb.icann.org/download/attachments/28278834/WHOIS_principles.pdf?version=1&modificationDate=1312460331000&api=v2

¹¹ SPECIFICATION 11 PUBLIC INTEREST COMMITMENTS

<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/base-agreement-spec-11-pic-19feb13-en.pdf>

¹² Revised New gTLD Registry Agreement Including Additional Public Interest Commitments Specification

<http://www.icann.org/en/news/public-comment/base-agreement-05feb13-en.htm>

¹³ この際の GAC 助言内容は「ICANN とレジストリとの契約で担保する」ことでした。

https://gacweb.icann.org/download/attachments/27132070/FINAL_Toronto_Communique_20121017.pdf?version=1&modificationDate=1354149148000&api=v2

¹⁴ 2013 年 5 月 23 日開催の第 36 回 ICANN 報告会での総務省中西氏の発言によります。

4. 各申請者の対応

AGB Module 3.1 には、申請者は GAC 勧告が公開されてから 21 日間以内に、ICANN 理事会に対して回答しなければならないと記載されており、勧告のうち申請者自身に関わるものについては、該当する 2013 年 5 月 10 日が申請者による回答の締め切りとなっていました。同年 5 月 22 日には、各申請者からの回答すべて（計約 1,900 ページ）が、ICANN によって公開¹⁵されました。

例として、「.書籍」を申請した Amazon EU S.à r.l.（以下アマゾン社）は、個別の申請に対して回答を送付するのではなく、GAC 勧告の対象となった同社からのすべての申請に対する共通の回答¹⁶を作成・送付しました。この中で、当該部分¹⁷（3.2 セーフガード勧告のうちカテゴリー2：排他的登録ポリシー）の回答の概要は、以下の通りです。

GAC コミュニケでは「公益(Public Interest)」および「一般的な用語(Generic Terms)」は定義されておらず、申請者は要求に応じることが不可能である。そのため、理事会はセーフガード助言を受け入れるべきでない。

他に、福島県伊達市および北海道伊達市のローマ字名称に該当するため、GAC 早期警告の対象となった.date は、今回 GAC 勧告の対象（3.3 に該当）となりました。申請者による勧告への回答の概要は、以下の通りです。

申請者ガイドブックには「都市名が地理的名称 gTLD とみなされるのは、都市名に関連した目的で gTLD を使う場合である」となっている。本申請は地理的名称 gTLD の申請ではなく、オンラインデート業界向けに堅牢で安定したオンライン環境を構築するためである。ICANN 理事会は、GAC による早期警告および異議申し立てプロセスにおける公平性と透明性について懸念すべきである。

これらの例を見てもわかるように、GAC と申請者との立場には大きく隔たりがあります。GAC と申請者の間に立つことになる ICANN が、今後どのように双方からの意見に対して対応するのが注目されます。

5. 理事会新 gTLD プログラム委員会の対応

2013 年 6 月 4 日に開催された理事会新 gTLD プログラム委員会(NGPC)では、GAC 勧告の一部を受け入れることが決議¹⁸され、受け入れ対象項目を列挙した文書（スコアカード）¹⁹

¹⁵ GAC Advice Responses

<http://newgtlds.icann.org/en/applicants/gac-advice>

¹⁶

<http://newgtlds.icann.org/sites/default/files/applicants/23may13/gac-advice-response-1-1318-12524-en.pdf>

¹⁷ 当該申請の申請書に記載された内容のうち公開部分

<https://gtldresult.icann.org/applicationstatus/applicationdetails:downloadapplication/921?t:ac=921>

に次のように記載されています：[.書籍 domains may not be delegated or assigned to third party organizations, institutions, or individuals.](#)

¹⁸ Approved Resolution | Meeting of the New gTLD Program Committee, 4 June 2013

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-new-gtld-04jun13-en.htm>

¹⁹ NGPC Scorecard of 1As Regarding Non-Safeguard Advice in the GAC Beijing

Communiqué

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/new-gtld-resolution-annex-1-04jun13-en.pdf>

を公開しました。

受け入れ対象は主に「3.2 新 gTLD セーフガード勧告」以外となっています。受け入れ対象とならなかったセーフガード勧告は、NGPC でその扱いについて議論されましたが、議論の結果は、6月11日（単数複数問題）²⁰、および同18日（セーフガード助言カテゴリー2 および一般用語 gTLD の排他的登録）²¹に開催された、NGPC 会合でも結論が出ないままに終わりました。同25日には、持ち越された単数複数問題、セーフガード助言全体に加え、PIC および IGO 文字列保護についても議論されました²²が、セーフガード助言の一部（カテゴリー1） および IGO 文字列保護については、次回7月2日に持ち越されました。唯一、同一文字列の単数複数形については、NGPC が GAC 勧告を却下しました。主な却下理由は、新 gTLD プログラムの初期段階で、文字列審査プロセスについては独立パネルによる審査を経ており、それを覆すべきでないというコミュニティからの意見を尊重した、となっています。

持ち越しとなった課題について、7月のダーバン会議前に決着が付くのか、それともさらに先になるのか、興味深いところです。

6. 終わりに

本件は、公共政策の観点からの消費者保護、国際機関の文字列保護などの要求を行った GAC と、影響を受ける新 gTLD 申請者との間で、ICANN 理事会がどう折り合いを付けるかという難しい問題です。NGPC が GAC 勧告を受け入れない場合には GAC からの圧力が続き、受け入れる場合は影響を受ける申請者からの、理事会ガバナンス委員会への決議再検討要求²³、独立審査パネルへの異議申し立て²⁴、などが起こり得ます。また、折衷案の作成は、GAC と申請者のどちらからも到底受け入れられるとは考えられないため、困難だと思われます。ICANN がいずれの判断を行った場合も、今後の動きについても目が離せません。

²⁰ Agenda | New gTLD Program Committee, 11 June 2013

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/agenda-new-gtld-11jun13-en.htm>

²¹ Agenda | New gTLD Program Committee, 18 June 2013

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/agenda-new-gtld-18jun13-en.htm>

²² Approved Resolutions | Meeting of the New gTLD Program Committee, 25 June 2013

<http://www.icann.org/en/groups/board/documents/resolutions-new-gtld-25jun13-en.htm>

²³ .xxx の復活? ~ICANN のガバナンスメカニズムの実例~

<https://www.nic.ad.jp/ja/newsletter/No46/0550.html>

²⁴ 同上